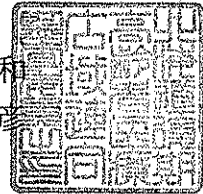


北海道後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

平成25年1月29日

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 松本紀和  
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 飯澤明彦



# 平成24年度定期監査結果報告

## 1 監査の期間

平成24年12月3日から平成24年12月25日まで

## 2 監査の対象

広域連合事務局、広域連合議会事務局、広域連合選挙管理委員会事務局

## 3 監査の範囲

平成24年4月1日から平成24年9月30日までに執行された財務に関する事務を対象とした。

## 4 監査の方法

関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうか、関係書類を検査するとともに関係職員の説明を聴取した。

## 5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況について、関係書類を監査した結果、適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上の軽微な事項については、改善を指示し是正済みである。